

令和8年（2026年）4月8日

保護者の皆様

多賀町教育委員会
教育長 青木 靖夫

多賀町教職員の「働き方改革」に向けた取組について（お知らせ）

保護者の皆様には日頃より本町の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本町教育委員会では、これまでから、子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教職員が心身ともに健康で、授業や子どもたちへの指導に取り組める環境づくりを進めています。

教職員が、子どもたちと向き合うための時間や授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保できるよう、下記の通り、教職員の「働き方改革」の取組を進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校での教職員の勤務時間等について

- ・教職員等の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分までの7時間45分です。
- ・毎週1日以上、定時に退勤する日を設定します。定時退勤時刻以降、教職員は速やかな退勤に努めます。（定時退勤日や時刻は学校により異なります。）

2 留守番電話による応答時間について

- ・町内小中学校では留守番電話（自動音声対応電話）を導入しており、応答時間を次の通りです。

○授業を行う日	午後6時から翌朝午前8時まで ※中学校のみ5月～7月については、部活動の活動時間帯との関連から 午後6時30分から翌朝午前8時までとします。
○長期休業中の平日	午後4時45分から翌朝午前8時15分まで

※学校の日課や行事等の事情により、時間帯が変わる場合もあります。また、児童生徒の帰宅が完了した後、教職員の正規の勤務時間が過ぎれば、この時間より早く不在になることがあります。つながらない場合には、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。

※欠席等の連絡については、保護者連絡ツール「tetoru」をご利用ください。

「tetoru」の利用の仕方等、詳細については、各学校にお尋ねください。

3 夏季休業期間中および年末年始における学校閉校について

- ・今年度においては、次に掲げる期間、学校を閉めます。
令和8年（2026年）8月10日から8月16日まで
令和8年（2026年）12月27日から令和9年（2027年）1月3日まで

4 上記（2. 3）の時間帯および期間における事故などの緊急対応を要する場合の連絡について

- ・事故など緊急対応を要する場合には、警察・消防などの専門機関もしくは多賀町役場代表番号（48-8111）への連絡をお願いします。
- ・多賀町役場にご連絡いただく場合、学校名、学年、児童・生徒名、内容、連絡先をお伝えください。
- ・緊急を要する以外の連絡は、お手数ですが勤務時間内に学校へおかけ直してください。